

総務課	☎388-1111	福祉子ども課	☎388-1116
税務課	☎388-1112	建設課	☎388-1117
企画課	☎388-1113	水道課	☎388-1118
環境経済課	☎388-1114	教育文化課	☎388-3231
住民課	☎388-1115	会計課	☎388-1119
健康介護課	☎388-7171	議会事務局	☎388-1110

## ！臨時福祉給付金の受付を開始

消費税8%への引上げによる影響を緩和するため、給付金(経済対策分)を支給します。

**【対象者】**平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方。ただし、住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者は除きます。

**【支給金額】**対象者1人につき15,000円  
対象となる可能性のある方へ3月21日に申請書を発送します。(平成28年1月1日時点で住民登録がある市町村へ申請してください。)

**【申請受付日時】**3月22日(水)～6月23日(金)  
午前8時30分～午後5時15分  
※土日、祝日は窓口受付を行っていません。

**【申請方法】**郵送または役場3階特設窓口へ申請  
**【持ち物】**申請書、認印(スタンプ式のもの不可)、本人確認書類、指定した口座が確認できる書類  
※書類の添付を省略できる場合があります。詳しくは申請書に同封されているチラシをご覧ください。

**【問合せ先】**福祉子ども課  
(申請受付期間内は特設窓口)  
☎388-2050)

## ！道路交通法の一部が改正されます

平成29年3月12日から改正道路交通法が施行され、特に75歳以上の高齢運転者の免許更新手続きが大きく変わります。

改正点1	<p><b>「認知機能検査」を県内の各運転者講習センターで行います。</b> これまで各自動車教習所で75歳以上の方に義務付けられている高齢者講習と同日に行っていた「認知機能検査」を、講習受講の前に県下6か所にある運転者講習センターで行います。改正法施行後は「認知機能検査」と「高齢者講習」はそれぞれ別の日に行うこととなります。</p>
改正点2	<p><b>「認知機能が低くなっている」と判定された方は、医師の診断書の提出などが義務化されます。</b> 「認知機能検査」により記憶力・判断力が低くなっていると判定された方は、医師の診断書の提出または臨時適性検査の受検が義務付けられます。</p>
改正点3	<p><b>一定の違反行為をした場合、臨時的「認知機能検査」を実施します。</b> 認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為(信号無視など18項目)を行った場合、「臨時認知機能検査」の受検が義務付けられます。この検査で「認知機能が低くなっている」と判定された方は、臨時適性検査の受検または医師の診断書の提出が義務付けられます。なお、この検査の結果が免許更新時など、前回の検査結果よりも悪化している方は「臨時高齢者講習」の受講も義務付けられます。</p>

**【問合せ先】**県警察本部交通部運転免許課 ☎295-1010



航空宇宙産業に  
貢献する

**株式会社 光製作所**  
羽島郡笠松町中野  
☎387-4361

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

**羽島梱包株式会社**


 岐阜県羽島郡笠松町北及1627  
 TEL 388-1147 FAX 388-2719